

IGR銀河ファンクラブ会員規約

第1条 (名称)

当クラブは、「IGR銀河ファンクラブ」(以下「クラブ」といいます)と称します。
事務局はIGR企画部に置き、企画部長を事務局長とします。

第2条 (目的)

クラブは、IGRいわて銀河鉄道(以下「IGR」といいます)の利用促進をはかり、IGRの各種事業を活用して交流人口の拡大を目指し、沿線地域をはじめ岩手県内各地の振興、発展に寄与するとともに、クラブが提供する様々な場を通して会員間の交流を図ることを目的とします。

第3条 (入会の承認および取消)

入会希望者が次の各号の一に該当する場合を除いて、その入会を承認するものとします。

- (1)入会申し込み内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2)入会希望者の承諾なくして他者が申し込んだ場合

2 ただし、当該入会後に会員が次の各号の一に該当していることが判明した場合、会員資格を取り消すことができるものとします。

(1)入会申込者が

- ア 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条の暴力団、またはこれに類する反社会的団体(以下「暴力団等」といいます)に所属する者(以下「暴力団員等」といいます)
- イ 暴力団員等でなくなった時から5年経過しない者
- ウ 暴力団等および暴力団員等と組織上または業務上の関係を有しもしくは当該関係を有する団体に所属する者
- エ 暴力団員等に対し、資金その他の便益を提供しまたは社会的に相当と認められない密接な関係を有する者と事務局が認める場合

- (2)過去に利用料金の支払いを怠ったことがある場合
- (3)過去にクラブの利用承認が取り消され、または除名処分とされている場合
- (4)その他、会員として不相当であると事務局が認める場合

第4条 (会員資格)

クラブへの入会希望者は、本規約を承諾のうえ、適正な入会申込手続の完了および第6条第1項に定める会費の支払いをもって、会員の資格を得るものとします。

会員の種類は、次のとおりです。

- (1)レギュラー会員:入会時、または有効期間の更新時において、高校生以上の個人とします。
- (2)キッズ会員:小学生・中学生の個人とします。

第5条 (有効期間・会員資格の更新)

前条に定める会員資格の有効期間は、入会年の4月1日から3月31日までの1年間とします。但し、事

事務局が特に定めた場合はこの限りではありません。

- 2 入会初年度は、期間年度途中での入会であっても、前項の有効期間となります。
- 3 第1項に定める有効期間は、所定の手続きによって更新できるものとします。
- 4 第3項に定める更新手続は、事務局が定めた期間に行うことができます。

第6条 (会費)

会費は年会費制とし、その金額は次のとおりです。

(1)レギュラー会員: 3,000 円

(2)キッズ会員: 1,500 円

- 2 前項に定める会費は、入会時および第5条第1項に定める有効期間の更新時に支払うこととします。
- 3 途中退会の場合(会員資格停止を含む)の会費の返却はしません。

第7条 (会員証)

会員証は、譲渡・貸与することはできません。会員本人のみの使用とします。

- 2 会員証を紛失したときは、所定の手続きによって、事務局にて再発行します。
- 3 第2項の規定による再発行と同時に、紛失した会員証は無効となります。

第8条 (会員特典)

会員は、事務局が別途定める特典を受けることができます。

特典を受ける際は、「会員証」の提示が必要となる場合があります。

第9条 (会員の責任)

会員は、次の責任を負うものとします。

- (1)会員は、本サービスの利用に関してすべての責任を負うものとし、クラブおよびIGRに対して何等の迷惑、または損害を与えないものとします。
- (2)本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、または会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は事故の責任と費用でこれを解決するものとし、クラブとIGRは一切責任を負わないものとします。
- (3)会員は、第三者の行為に対する疑問もしくはクレーム等がある場合は当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。
- (4)IGRは、クラブおよびサービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
- (5)IGR以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連し、会員が損害を受けた場合、クラブおよびIGRはいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第10条 (退会)

会員は、次のいずれかに該当するとき、当クラブを退会したものとします。なお、有効期間中の退会であっても、会費は返還しません。

- (1)第3条の規定により、会員資格を失ったとき
- (2)事務局に対し、退会の意思表示があったとき

第11条 (個人情報の取り扱い)

事務局は、会員の個人情報を厳重に管理するものとし、クラブ以外の目的での使用並びに第三者の開示及び提供を一切行いません。

第 12 条 (終了・解散)

クラブにその活動を継続しがたい事情が生じたときは、クラブを終了・解散します。但し、この場合会員に連絡の上、会費を返却する場合があります。

第 13 条 (本規約の追加・変更)

本規約の追加、変更は事務局が行い、会員にその都度、追加・変更事項を通知します。

2 本規約のほかに、運営上必要な事項は、別途定めます。